

# 特定非営利活動法人日本遺品整理士連合会 定款

## 第1章 総則

### 第1条 (名称)

この法人は、特定非営利活動法人日本遺品整理士連合会という。

### 第2条 (事務所)

この法人は、主たる事務所を東京都台東区に置くものとする。

## 第2章 目的及び事業

### 第3条 (目的)

この法人は、高齢化によって、大きな社会問題となっている「孤立死」や「自殺」の防止に取り組むことを第一に、そうした背景より、近年需要が高まっている、遺品整理業界の中で起こる、費用の「高額請求」や遺品の「不法投棄」の防止など、遺品整理業界の健全化に向けた活動を行っていくことで、社会全体の健全化に寄与することを理念に活動を行うものとする。

### 第4条 (特定非営利活動の種類)

この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 環境の保全を図る活動
- (3) 消費者の保護を図る活動

### 第5条 (事業)

この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 高齢化対策及び孤立死の防止に関する情報事業
- (2) 高齢化対策及び孤立死の防止に関する啓蒙事業
- (3) 高齢者の「孤立による自殺」の防止に関する啓蒙事業
- (4) 遺品の「不法投棄」及び「不当売却」の防止に関する啓蒙事業
- (5) 遺品整理業界の健全化に関わる人材育成に係る事業
- (6) 遺品整理業界の健全化に関わる啓蒙事業
- (7) 地域・関係機関等とのネットワーク事業
- (8) 会員の品位を保持するための指導及び連絡事業
- (9) 業務に関する法規の調査及び研究事業
- (10) 前各号の事業に附帯する事業

2. この法人は、次のその他の事業を行う。

- (1) 物品の斡旋及び販売
- (2) 役務の提供
- (3) 会員相互の交流に係る事業
- (4) 福利厚生及び共済事業

3. 前項に掲げる事業は、第1項に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、第1項に掲げる事業に充てるものとする。

### 第3章 会員

#### 第6条（会員の種別）

この法人の会員は、次の4種とし、正会員をもって、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- （1）正会員                   この法人の目的に賛同し、入会した個人
- （2）一般賛助会員       この法人の趣旨に賛同し、事業に援助する為に入会した個人又は団体
- （3）特別賛助会員       この法人の趣旨に特に賛同し、事業に援助する為に入会した個人又は団体
- （4）永久特別会員       特別賛助会員のうち、100万円の寄付を行った個人又は団体

#### 第7条（入会）

会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2. 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3. 理事長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

#### 第8条（入会金及び会費）

会員は、総会において、別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

#### 第9条（会員の資格の喪失）

会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- （1）退会届の提出をしたとき。
- （2）本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- （3）継続して、2年以上会費を滞納したとき。
- （4）除名されたとき。

#### 第10条（退会）

会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出し、任意に退会することができる。

#### 第11条（除名）

会員が次の各号の一に該当するに至った場合には、総会において出席した、正会員の3分の2以上の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- （1）この定款等に違反したとき。
- （2）この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

#### 第12条（抛出金品の不返還）

既納の入会金、会費及び、その他の抛出金品は、返還しない。

#### 第4章 役員及び事務局

##### 第13条（種別及び定数）

- この法人には、役員として、理事3人以上、監事1人以上を置く。
2. 理事のうち、理事長を1人、副理事長を1人以上とする。

##### 第14条（選任等）

理事及び監事は、総会において選出する。

2. 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
3. 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは、3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員、並びに、その配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
4. 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

##### 第15条（職務）

理事長は、この法人を代表し、その活動を取りまとめるものとする。

2. 副理事長は、理事長を補佐し、日常の業務を執行し、理事長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ定めた席次の順に従い、その職務を代行する。
3. 理事は、業務を執行する。
4. 監事は、次に掲げる業務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行の状況又は、この法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

##### 第16条（任期等）

役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 前項の規定に関わらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後、最初の総会が終結するまで、その任期を延長する。
3. 補欠のため、又は増員によって、就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
4. 役員は、辞任又は、任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

##### 第17条（欠員補充）

理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なく、これを補充しなければならない。

##### 第18条（解任）

役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合には、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければ

ばならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

#### 第19条（報酬等）

役員には、役員会で決議された場合に限り、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2. 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
3. 前項に関し、必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

#### 第20条（事務局）

この法人に事務局を設ける。

2. 事務局に職員を置く場合、理事長がこれを任免する。
3. 事務局の運営及び、職員に関する必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

### 第5章 総会

#### 第21条（種別）

この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

#### 第22条（構成）

総会は、正会員をもって構成する。

#### 第23条（権能）

総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任及び解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって、償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

#### 第24条（開催）

通常総会は、毎年1回開催する。

2. 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
  - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
  - (2) 正会員総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって、招集の請求があったとき。

(3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

#### 第25条（招集）

総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2. 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
3. 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも、7日前までに通知しなければならない。

#### 第26条（議長）

総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

#### 第27条（定足数）

総会は、正会員総数の3分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

#### 第28条（議決）

総会における議決事項は、第25条第3項の規定によって、あらかじめ通知した事項とする。

2. 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### 第29条（表決権等）

各正会員の表決権は、平等なるものとする。ただし、正会員である株式会社シンクプロジェクトは、当法人の目的に対する貢献度を考慮し、総会における表決権を3個とする。

2. やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電子メールをもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
3. 前項の規定により表決した正会員は、前2条、次条第1項第2号及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。
4. 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

#### 第30条（議事録）

総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電子メールによる表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。
  3. 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面若しくは、電子メールにより、同意の

意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした正会員の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った正会員の氏名

## 第6章 理事会

### 第31条（構成）

理事会は、理事をもって構成する。

### 第32条（権能）

理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

### 第33条（開催）

理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

### 第34条（招集）

理事会は、理事長が招集する。

2. 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
3. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

### 第35条（議長）

理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

### 第36条（議決）

理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によって、あらかじめ通知した事項とする。

2. 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### 第37条（表決権等）

各理事の表決権は、平等なるものとする。

2. やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電子メールをもって、表決することができる。
3. 前項の規定により表決した理事は、次条第1項第2号の適用については、理事会に出席した

ものとみなす。

4. 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

#### 第38条（議事録）

理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電子メールによる表決者にあつては、その旨を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

### 第7章 資産及び会計

#### 第39条（資産の構成）

この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

#### 第40条（資産の区分）

この法人の資産は、これを分けて、特定非営利活動に係る事業に関する資産及び、その他の事業に関する資産の2種とする。

#### 第41条（資産の管理）

この法人の資産は、理事会の議決に基づいて、理事長がこれを管理する。

#### 第42条（会計の原則）

この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

#### 第43条（会計の区分）

この法人の会計は、これを分けて、特定非営利活動に係る事業に関する会計及び、その他の事業に関する会計の2種とする。

#### 第44条（経費の支弁）

この法人の経費は、資産をもって、支弁する。

#### 第45条（事業計画及び予算）

この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経な

なければならない。

#### 第46条（事業報告及び決算）

この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2. 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

#### 第47条（事業年度）

この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

#### 第48条（臨機の措置）

予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

### 第8章 定款の変更、解散及び合併

#### 第49条（定款の変更）

この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の多数による議決を経て、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る。）
- (5) 社員の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く。）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る。）
- (10) 定款の変更に関する事項

#### 第50条（解散）

この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
  - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
  - (3) 正会員の欠亡
  - (4) 合併
  - (5) 破産手続き開始の決定
  - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
2. 前項第1号の事由により、この法人が解散するときは、総会において、正会員総数の3分の2以上の承諾を得なければならない。
3. 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

#### 第51条（残余財産の帰属）

この法人が解散（合併又は、破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で議決した者に譲渡するものとする。

### 第9章 公告の方法

#### 第52条（公告の方法）

この法人の公告は、事務所の掲示場へ掲示するとともに、インターネットホームページに掲載して行う。

### 第10章 雑則

#### 第53条（細則）

この定款の施行について、必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定めるものとする。

#### 第54条（定款に定めのない事項）

この定款に定めのない事項は、すべて法、その他の法令に定めるところによるものとする。

#### 附 則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、次のとおりとし、その任期は、第16条第1項の規定に関わらず、法人成立の日から2014年3月31日までとする。

理事長	木村 栄治
副理事長	小根 英人
理事	三上 善博
監事	川崎 航

3. この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第45条の規定に関わらず、設立総会の定めるところによるものとする。
4. この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定に関わらず、法人成立の日から、2014年3月31日までとする。
5. 永久特別会員の入会規定、役員報酬の規定は、2019年8月22日より適用することとする。
6. この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定に関わらず、次に掲げる額とする。

正会員	個人	入会金	25,000円	年会費	5,000円
一般賛助会員	個人	入会金	20,000円	年会費	10,000円
	団体	入会金	20,000円	年会費	10,000円
特別賛助会員	個人	入会金	50,000円	年会費	10,000円
	団体	入会金	50,000円	年会費	10,000円
永久特別会員	個人・団体	寄付金額	1,000,000円		